

※同時記者発表 高松サポート記者クラブ／愛媛県番町記者クラブ

第15回 重信川流域学識者会議の開催について

現在、重信川水系河川整備計画に基づき河川整備等を実施しておりますが、この度、重信川水系河川整備計画の点検（総合点検）及び河川改修事業、環境整備事業の事業再評価について、学識経験を有する方々（別紙1参照）から意見を伺う場として「第15回 重信川流域学識者会議」を下記のとおり開催します。

記

1. 開催日時：令和7年9月26日（金）13:30～15:30（予定）
2. 場 所：松山河川国道事務所 2階 第1, 2会議室（別紙2参照）
3. 議事次第：別紙3参照
4. そ の 他：本会議の報道関係者による取材、一般の方による傍聴につきましては、別紙4及び別紙5をご確認ください。

* 本施策は、四国圏広域地方計画【No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】の取組に該当します。

◆総合的なお問い合わせ

国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川計画課

TEL（087-811-8317）

◎建設専門官： まつだ 松田 やすひろ 康裕（内線：3613）

◆重信川流域学識者会議に関するお問い合わせ

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所

TEL（089-972-0206）

副所長（河川）：なかつか 中塚 こう 光（内線：204）

◎工務第一課長：よしむら 吉村 まさし 匡（内線：311）

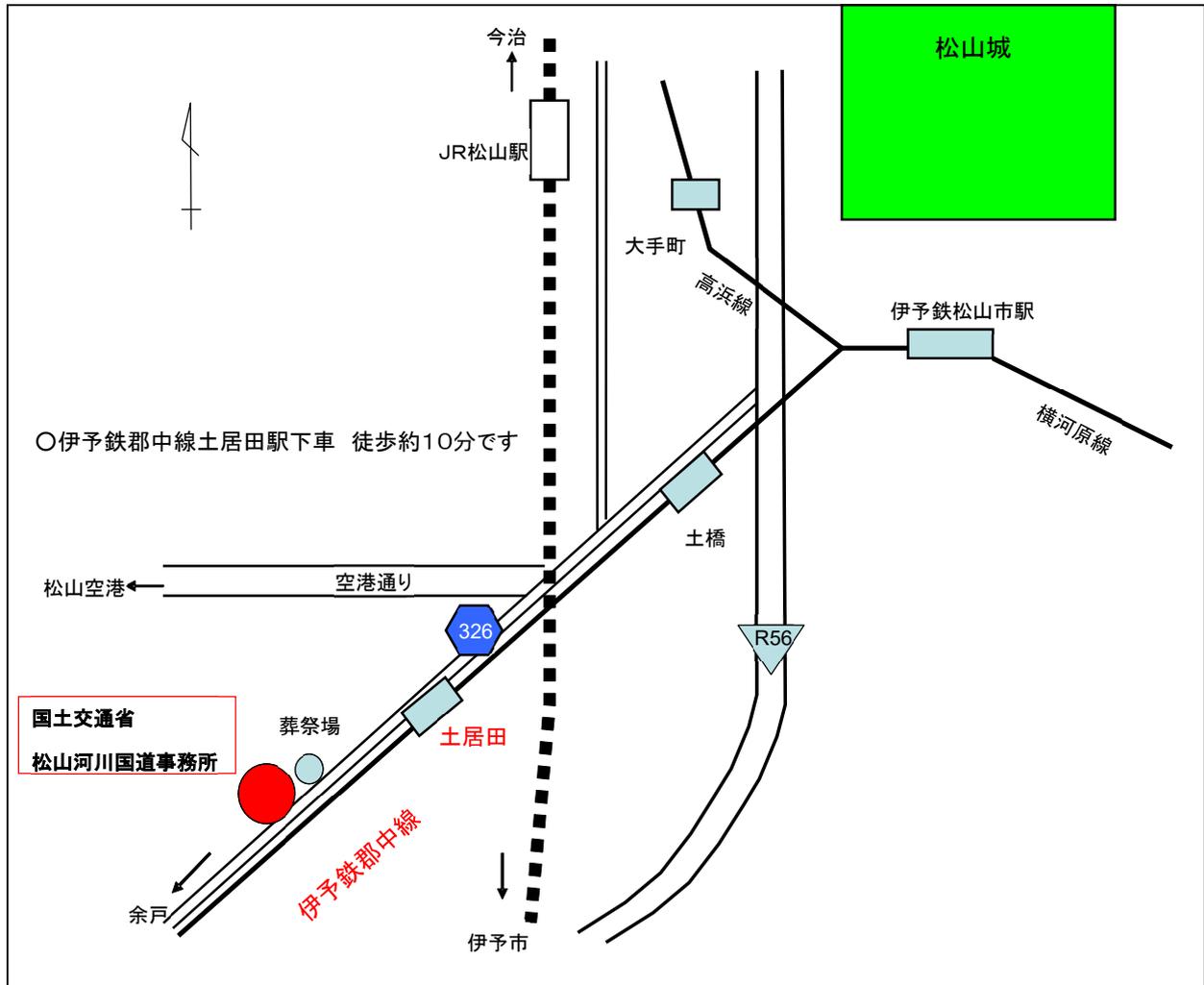
◎：主な問い合わせ先

重信川流域学識者会議委員名簿

氏名	対象分野		所属
いしかわ かずお 石川 和男	環境	環境科学・動物学	松山東雲女子大学 名誉教授
いのうえ みきお 井上 幹生	環境	水域生態学	愛媛大学大学院理工学研究科 教授
おかむら みつ 岡村 未対	防災	地盤工学	早稲田大学創造理工学部 教授
こばやし のりゆき 小林 範之	利水	農業水利	愛媛大学大学院農学研究科 教授
すずき こういち 鈴木 幸一	治水	河川工学	愛媛大学 名誉教授
たかはし じろう 高橋 治郎	地質・教育	地学、理科教育	愛媛大学 名誉教授
たにわか みちろう 谷若 倫郎	文化財	考古学、文化財	瀬戸内海考古学研究会 副代表
はとり つよし 羽鳥 剛史	土木計画学		愛媛大学社会共創学部環境デザイン学科 教授
まつい ひろみつ 松井 宏光	環境	植物生態学	松山東雲短期大学 名誉教授
みやげ よう 三宅 洋	環境	保全生態学	愛媛大学大学院理工学研究科 教授
もりわき りょう 森脇 亮	水文・気象学		愛媛大学大学院理工学研究科 教授
やたべ りゅういち 矢田部 龍一	防災	土質工学、防災	愛媛大学 名誉教授
やました なおゆき 山下 尚之	環境	水質	愛媛大学大学院農学研究科 教授

※五十音順・敬称略

会場案内図



- **会議会場**：国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 第1、2会議室
〒790-8574 愛媛県松山市土居田町797-2
TEL 089-972-0034 (代)
(最寄り駅：伊予鉄道郡中線 土居田駅)

第 15 回 重信川流域学識者会議

開催日時：令和 7 年 9 月 26 日（金）

13:30～15:30

開催場所：松山河川国道事務所 2 階

第 1, 2 会議室

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- ・ 重信川水系河川整備計画の点検（総合点検）について
- ・ 重信川直轄河川改修事業の事業再評価について
- ・ 重信川総合水系環境整備事業の事業再評価について

4. 閉会

第 15 回 重信川流域学識者会議について (報道関係者の方へ)

■報道関係者の受付

- ・会議の取材を希望する報道関係者の方は、13時20分までに会場にお越しください。
- ・会場へ到着されましたら、会場前で受付を行っていただき、その後、係員の指示により会場へ入場いただくようお願いします。
- ・会議資料は、当日、印刷したものを配布させていただきます。

■注意事項

- ・当日は、国土交通省松山河川国道事務所内の駐車場をご利用いただけます。駐車場の台数には限りがありますので、来場の際はできるだけ公共交通機関をご利用下さい。

第 15 回 重信川流域学識者会議について (一般傍聴の方へ)

■ 注意事項 (学識者会議の傍聴について)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入して下さい。
- 2) 傍聴者席は 10 席を確保しています。
- 3) 会議の円滑な進行のため、傍聴者は会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ① 会議における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
 - ② 発言、私語、談論などをしないで下さい。
 - ③ ビラや資料等の配布及びはちまきの着用、プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
 - ④ 会議中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替え、使用しないで下さい。
 - ⑤ みだりに傍聴席を離れないで下さい。
 - ⑥ 許可無く写真やビデオの撮影、録音等をしないで下さい。
 - ⑦ その他、会場の秩序を乱したり会議の妨げとなるような行為をしないで下さい。
- 4) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合、傍聴者に退場を指示することがあります。
- 5) 事務局が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。

以上のほか、傍聴者は司会、議長及び事務局の指示に従って下さい。